

## 第15回山口県本人確認情報保護審議会議事録

### 1 日 時

平成29年12月26日（火）10:00から11:00まで

### 2 場 所

共用第4会議室

### 3 出席者

（委員）岩崎委員、田中委員、松野委員、松村委員  
（事務局）本多市町課長外3名

### 4 議事等

条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について

### 5 配布資料

資料1 山口県本人確認情報保護審議会について  
資料2 条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について  
資料3 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について

### ○市町課長

市町課長の本多です。委員の皆様には、本日は、お忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、平素から、県政の推進に格別のご理解とご高配を賜っておりますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

ただ今から「山口県本人確認情報保護審議会」を開催します。

本日は、条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について御審議いただくことになっておりますので、よろしく申し上げます。

### ○事務局

市町課行政班長の松本と申します。本日はよろしくお願い致します。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、議長であります松村会長にお願いを致します。松村会長よろしくお願い致します。

### ○会長

おはようございます。松村でございます。

本日は本年の1月に続いての審議会ということになりますので、本日も独自利用事務の追加があるようですけれど、みなさんも御経験があることですので慎重に審議をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

本日は、事務局から議事について説明を受け、その後、委員の皆さんの御質問・御意見をいただくこととしたいと思います。

また、本審議会は、山口県情報公開条例第21条の規定によりまして、原則として公

開することとなっておりますが、個人情報や法令上秘密にすべき事項を審議する場合など、議事の内容により非公開とすることができます。本日は、そのような事項を審議する予定はないと聞いておりますけれども、事務局、いかがでしょうか。

#### ○事務局

特に個人情報や法令上秘密にすべき内容はないと考えております。

#### ○会長

それでは公開で審議を進めたいと思います。皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

#### ○会長

それでは、本日の議事全般について事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

それでは、本日の審議会における議事全般について、御説明致します。お手元にあります資料1の「1 審議会の概要等」の「(2)審議事項」を御覧ください。

会の審議事項は2点ございます。

1点目として、法が禁止しております、契約者等に対する住民票コードの告知の要求や、住民票コードをデータベース化するといった違反行為に対しまして、知事が中止命令を発する場合には、本審議会の御意見を聴かなければならないこととされております。事務局としましては、本日の審議会において、御意見を伺うべき違反事件の発生はないものと認識しております。

2点目として、本人確認情報保護に関する事項について知事の諮問に応じ、調査審議し、建議することです。本日の審議会においては、議事で予定しております「条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について」知事から諮問をさせていただき、各委員の皆様による審議を経て、答申をお願いしたいと考えております。

また、審議事項ではございませんが、住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等についても御報告をさせていただきますので、合わせて委員の皆様の御意見をお伺いしたいと考えております。

#### ○会長

それでは、「議事条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について」事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

まず、先ほど申し上げましたとおり、この議事につきましては、知事からの諮問に対し、審議会から答申をいただくという形になっております。

つきましては、知事からの諮問書を会長にお渡し致します。

また、委員のみなさまにはコピーをお配り致します。

## ○会長

ただ今諮問を承りました。

では、改めて「議事条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について」、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

それでは、議事について、お手元の資料2に基づき御説明致します。

市町課行政班の池田です。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

それでは、「条例による本人確認情報の独自利用事務」の追加について御説明致します。

まず、最初に「条例による本人確認情報の独自利用」について簡単に説明をさせていただきます。資料3の3ページ「項番5 本人確認情報の利用状況」の中の点線枠囲みを御覧ください。

参考条文として住民基本台帳法第30条の15第1項を記載しております。

都道府県知事は、住基法の別表第5に掲げる事務を遂行するときのほか、「条例で定める事務を遂行するとき」には本人確認情報を利用することができるとなっております。

つまり、県が独自に条例に規定した事務については、住所や生存の確認等を行うに当たり、紙の住民票に替え、住基ネットを利用した確認ができるということを規定しております。

本日はこの条例で定める事務について、新たな事務を加えるということをお審議いただきたいと思いますと思っております。

では資料2に戻っていただきまして、「項番1 前回までの検討状況について」を御覧ください。

(1) 条例追加対象条件ですが、平成18年度においては、「条例や規則により、県民に住民票の添付を義務づけている事務」に限定しておりました。

つまり、住基ネットを利用することにより、住民票の写しの添付が不要になるといった「県民の利便性の向上」に資する事務に限定していたところです。

その後、本人確認情報の効果的な利用という観点から、利用範囲を拡大し、現在の条例追加対象事務は、「住民に対し、住民票の写しの添付を求めている事務」、「市町に対し、住民票の写しの公用請求をしている事務」、「住民に対し、戸籍謄本の添付を求めている事務」となっております。

また、利用件数についても、平成19年度は年間利用件数が10件以上の事務に限定しておりましたが、対象事務の拡大を図るため、平成20年度に利用件数の限定なしとしております。

こうした条件の改正の結果、(2) 独自利用事務追加等にありますように、現在、利用事務は50事務まで増加しているところです。

つづきまして、「項番2 今回の検討状況について」です。

住基ネットの更なる利用を図るため、住基ネットを利用できる事務について、平成22年度から毎年全庁的に調査を実施しており、今年度も10月に実施しております。

2ページをお開きいただいて(2)の表を御覧ください。

調査の結果、新たに3事務が今年度の追加候補として挙げられております。

今回抽出された3事務について概要と住基ネットを利用する必要性について御説明

します。

「ア 看護師等修学資金の貸付けに係る債権の管理に関する事務」は、県内の施設等で看護師等の業務に従事する人材を育成する目的で看護師等養成施設に在学する者に対し貸し付けた修学資金の未収金の回収に係る事務で、督促状等が返戻された場合は、住所を確認するため、市町へ住民票の写しの公用請求を行っているところです。

住基ネットを利用することにより、公用請求を行わずに住所を調べることが可能となり、行政事務の効率化が期待されます。

「イ 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の申請に係る住所等確認の事務」は、県内の先天性血液凝固因子障害等患者に対し、医療費の負担軽減を行うための受給者証の交付にあたり、生年月日及び住所の確認を行う事務で、申請者に住民票の写しの添付を求めているところです。

住基ネットを利用することにより住民票の写しの添付の省略が可能となり、県民の利便性向上が期待されます。

「ウ 放置違反金の納付に関する事務」は、放置車両として確認された車両に関して運転者責任が追及できない場合に、車両の使用者に対し放置違反金の納付を命じ、また未納付の場合は督促を行う事務で、督促状等が返戻された場合は、住所を確認するため、市町へ住民票の写しの公用請求を行っているところです。

住基ネットを利用することにより、公用請求を行わずに住所を調べることが可能となり、行政事務の効率化が期待されます。

3ページを御覧ください。

続きまして、これらの事務について、負担軽減効果及びセキュリティについて検討しております。

住基ネット端末機を利用所属に設置することについては、コスト削減の観点から、「住民が住民票の写しを添付する事務」については年間100件以上、「県が住民票の写しを公用請求している事務」については年間200件以上の利用件数の場合ということとを、これまでの審議会の中で確認いただいております。

今回の3事務については、昨年度の実績がこれらの件数に満たないことから、市町課に設置している端末を共同利用するということを検討しております。

また、セキュリティにつきましては、利用する職員に対し研修を実施することで、関係諸規定の周知を行い、セキュリティ対策を徹底することとしております。

以上から、「3 対応方向」に示しているとおおり、これらの3事務について独自利用対象事務として追加することとしたいと考えております。

なお、放置違反金の納付に関する事務については、県知事から公安委員会への本人確認情報の提供となります。

「4 今後の予定」ですが、本審議会において、御了解をいただけましたら、条例改正案を直近の議会に提案したいと考えております。

なお、条例の施行日は平成30年4月1日を予定しております。

説明は以上です。御審議をお願い致します。

## ○会長

はい、ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありましたことについて、委員の皆さんの方から、御質問・御意見がありましたら、ご発言をお願いします。

○松野委員

毎年同じパターンなんですけど、今年もこの3つが抽出されて出てきた。これは去年出てきてもよかったものですか。

○事務局

そうですね、去年出てきてもおかしくはなかったんですが、貸付金についてはこれから返還が多くなってくるとかの事情で今回希望が上がってきたということでございます。

○松野委員

前出てきてなかったのは、担当の課の人が気が付いてなかったか、必要を感じなかったから出てこなかったということですか。

○事務局

そうですね、3番の県警本部については、知事部局と離れていますので、住基ネットそのものがあまり知られていなかったところもありまして、今回上がってきたということです。

○松野委員

まだ増える可能性もありますね。来年から。

○事務局

そうですね。

○松野委員

ありがとうございます。

○会長

他にありますでしょうか。

私からちょっと質問なのですが、ウの放置違反金の納付に関する事務はア・イとは適用条例が違うんですよね。その辺をちょっと説明してください。

○事務局

資料2の4ページに本人確認情報の利用及び提供に関する条例に現在定められている事務が表になっております。これの、大きな角で3段の四角になっていると思いますけれども、1番上の角が条例の第2条に定められております県以外の執行機関に対する本人確認情報の提供になります。現在1事務だけが規定されておりました、旅券の発給、いわゆるパスポートの発給に関する事務を市町の方に権限移譲しておりますので、市町に対し本人確認情報の提供を行っているというものです。

真ん中の大きな角が知事が持っている本人確認情報を知事が自ら利用する場合でございます。これが1番一般的な利用になります。

1番下に今2段だけあります小さな角がございますが、こちらが県の内部ではあります知事以外の執行機関に対し、本人確認情報を提供する場合になります。これが

条例の5条に定められております。今現在は2つの事務、住民監査請求と個別外部監査請求に関する事務が規定されておりますけれども、こちらは監査委員、知事から独立して事務を行なっておりますので監査委員に対する情報の提供というかたちで規定されております。

今回の放置違反金の事務に関しましては公安委員会への提供ということで、こちらに規定させていただくということで、他の2つの事務は真ん中の大きな四角にあります一般的な知事本人の利用ということで、条例上の規定は若干異なるというかたちになります。

## ○会長

ありがとうございました。

他に御質問・御意見ありますか。

ないようでしたら、今回の事務について追加するということがよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、諮問のあった事項について、適当である旨、答申してもよろしいでしょうか。

(異議なし)

なお、答申書の作成につきましては私に一任していただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

続きまして「3 報告事項」に入ります。「住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況等について」事務局から説明をお願いします。

## ○事務局

それでは、報告事項について、お手元の資料3に基づき御説明致します。

まず、「項番1 これまでの流れ」を御覧ください。

住基ネットは、平成11年度の住民基本台帳法改正により導入されました。その後、段階的に制度が改正され、現在に至っております。

直近の改正は、平成27年度のマイナンバー対応に伴うものです。平成27年10月に、「個人番号の住民票の記載事項への追加」と、「指定情報処理機関制度の廃止に伴う地方公共団体情報システム機構への移行」が行われました。移行により、都道府県が指定情報処理機関に委任していた事務が地方公共団体情報システム機構の事務となっております。平成28年1月には、住基カードのマイナンバーカードへの移行、個人番号の提供・利用の開始、本人確認情報の利用事務の拡大が行われました。

次の説明事項に行く前に、本資料の末尾に参考として、住基ネットの概要図を示しております。

5ページを御覧ください。

住基ネットは、市町村が運用するコミュニケーションサーバ、都道府県が運用する都道府県サーバ、機構が運用する全国サーバの3層で構成されています。

市町村において住民の異動が発生すると、異動情報がコミュニケーションサーバから都道府県サーバへ、都道府県サーバから全国サーバへ通知されることで、都道府県サーバと全国サーバの本人確認情報が更新される仕組みになっております。

なお、都道府県サーバは、機構が47都道府県分をまとめて調達・運営・管理を行っております。

それでは、ページ戻りまして、1ページ「項番2 本県の稼働状況」について御説明致します。

(1) 機器の故障等ですが、これまで県内では大きなトラブル等発生しておりません。全国的にも本人確認情報の漏洩などの重大な事故は発生しておらず、安定した運用状況にあります。

(2) 不正なアクセス等ですが、住基ネットへ不正侵入されたといった不正アクセス事件の発生はなかったものと認識しております。

次ページ「項番3 住基ネット機器の更改」について御説明致します。

(1) 機器更改の必要性ですが、住基ネットはサーバ等のハードウェアとOSや業務アプリケーションソフトなどのソフトウェアにより構成されておりますが、それぞれメーカー等により保守期限が設定されております。保守期限が切れた製品については、故障時の修理等ができなくなるため、住基ネットの安定稼働のためには、定期的な機器の更改が不可欠となります。

(2) 機器更改の周期ですが、地方公共団体情報システム機構がネットワーク関連機器の保守期限等を勘案し、標準更改期間を6年としております。全国の地方公共団体はそれに基づき、更改しているところです。本県では、今年3月に業務端末機器の更改を行っております。また、今年10月には、前回の審議会で御承認をいただきました独自利用事務の追加に伴い、業務端末機器の増設を行っております。

続きまして、「項番4 住基カードの交付状況」にまいります。

住基カードは制度開始から平成27年までの間に県では9万2,006枚、全国では960万4,114枚交付されておりますが、マイナンバー制度の施行に伴い、平成28年以降は発行が終了し、マイナンバーカードへと切り替わっております。ただし、交付済みの住基カードは、その有効期間内に限り利用可能となっております。

参考として、マイナンバーカードの交付状況等について御説明します。マイナンバーカードの交付状況は、今年の8月末時点で13万6,664枚、全国では1,230万1,592枚となっております。

諸証明のコンビニ交付サービスとは、マイナンバーカードの多目的利用の一環で、コンビニに設置してある多目的端末を利用して、住民票の写しなどの証明書の交付を受けるものです。多目的端末のタッチパネルを操作し、所定の装置にマイナンバーカードをかざし、住所地の団体から住民票等のデータがキオスク端末に送信され、印刷されるものとなっております。最大の利点として、コンビニならではの、時間にとらわれず証明書の交付を受けることができるという利便性があげられます。

また、コンビニ交付サービスを導入している団体の住民なら、住所地に限らず、全国のコンビニで必要な時に交付を受けることができ、マイナンバーカードが全国共通仕様である特徴が活かされています。

セキュリティ対策については、住民票等のデータが端末に残さないようにされてお

り、専用回線の使用や、専用サイトによる照合、また用紙に偽変造対策を施すことにより専用紙による住民票と同等かそれ以上のセキュリティを確保しています。

全国では平成 29 年 8 月 15 日現在で 430 団体が導入し、県内においても 4 市が導入しております。

続いて、3 ページ「項番 5 本人確認情報の利用状況」に参ります。

(1) 国の機関等及び地方公共団体の利用状況です。平成 27 年度、国の機関等においては、約 5 億 9,000 万件、地方公共団体においては、約 4,520 万件の利用となっております。

(2) 山口県の利用状況につきましては、まず、点線囲みの中を御覧ください。

先ほども申しましたが、本人確認情報は法や条例に定めがある事務を遂行する場合に利用できることとされており、それぞれ住民基本台帳法第 30 条の 15 第 1 項の第 1 号と第 2 号に定められています。

法で定める事務について、平成 28 年度の利用件数は 23 万 615 件、別表 5 に掲げられた 66 の事務のうち 21 事務について利用実績があります。

未利用の事務については、「事務手続き上、住民票の写しの提出が省略できない」ことなどが未利用の理由としてあげられています。

条例で定める事務については【資料 2 の別紙】に詳細を記載しておりますので、そちらを御覧ください。資料 2 の 4 ページになります。

平成 28 年度の利用状況は、9 区分の 16 事務について利用実績があります。利用件数は、約 1 万 4 千件であり、そのうち約 1 万 3 千件程度を「条例第 4 条」の表の上から 3 番目の「心身障害者扶養共済に関する事務」が占めております。平成 27 年度は、システムの設定変更により検索ができない期間が発生したため件数が減少しております。

なお、表の下の米印に記載していますが、地方税に関する事務は、住基法の改正に伴い、法で定める事務となったため、平成 28 年 3 月 15 日に条例から削除しています。そのため当該表からも削除しております。

続いて (3) 全国の条例制定状況についてです。平成 28 年 4 月 1 日時点で京都府及び沖縄県を除く 45 都道府県で条例を制定しております。

最後に「項番 6 セキュリティ確保対策」に参ります。

(1) 要綱等の整備状況ですが、セキュリティ確保対策の 1 つとして要綱等の整備があげられます。県・各市町とも、総務省等により整備することとされている要綱等、セキュリティに対する庁内体制、システム障害や不正行為に対応するための危機管理体制を整備しております。

(2) セキュリティチェックリストによる自己点検についてです。全市町が、総務省が作成したチェックリストによりそれぞれ自己点検を実施しております。このチェックリストは、各 3 点満点の 135 項目からなり、チェック項目ごとの具体的な対策案も同時に示されております。対策案に従い、市町自らが取り組んでいただくことで、安全な運用が維持されているところです。

(3) 監査法人によるセキュリティ監査ですが、監査法人による監査は、総務省及び住基全国センターが実施しているものです。各市町が、外部からの専門的視点でチェックを受けることで、セキュリティに対する意識を再度確認できる機会となっております。(2) で御説明しました「自己点検」では 3 点満点の場合においても、改善を要する項目が見受けられるなど、外部からのチェックは「慣れ」によるセキュリティ



対策の甘さを是正するものとして、市町からも評価をされているところです。本年度においては、9月に平生町が受検し、当日県の担当者も立ち会いをしております。

続きまして、(4)研修会の開催についてです。総務省及び住基全国センター共催で、毎年度、先に述べました自己点検チェックリストの説明や、基本的なセキュリティ対策、住基ネットの運用の変更点等についての研修を行っております。

システムの運用におきましては、各団体の職員のセキュリティに対する意識や知識が大切であると考えておりますので、研修会の開催による人的なフォローを引き続き行っていきたいと考えております。

(5)緊急時対応訓練の実施についてです。

県主催の訓練では、業務端末機に障害が発生した場合における連絡体制の確認及び対処方法の検証のため、本庁で住基ネットの業務端末機を設置している全所属及び出先の全利用所属を対象に、9月に訓練を行いました。

住基ネット全国センター主催の訓練では、都道府県サーバ集約センターにおいてセキュリティ事故が発生した場合における緊急連絡先の確認及び対処方法の検証のため、都道府県住基ネット担当者及び参加の希望のあった県内18市町住基ネット担当者を対象に、12月に訓練を行いました。

どちらの訓練においても結果は概ね良好であり、今後も定期的に訓練を行うことで、連絡体制と早期対応策の確認を図り、住基ネットの情報セキュリティをより強固にして参りたいと考えております。

説明は以上です。

## ○会長

はい、ありがとうございました。それではただ今、事務局から説明がありましたことについて、委員の皆さん、御質問・御意見がありますでしょうか。

## ○松野委員

監査法人によるセキュリティ監査のところで、前も説明あったかもしれないけど、平成22年度までは最低2つ、平成19年度は4つ山口、萩、山陽小野田、上関、阿武。23年度からは1つづつになっているが、これは何で。大体安全だろうということになったということですか。

## ○事務局

国の方から各県へ割り当てがございまして、ここ数年は1市町ということで割り当てがきているという状況でございます。

## ○松野委員

それまでは3つとか2つとかきてたんですね。国にお金がなくなったからですかね。ローテーションが長くなっちゃうんでセキュリティは下がるけどしょうがないですね。

## ○事務局

最初の頃と比べると合併で市町の数が減っていますので、ローテーションはそんなに変わっていないのかなというところはございます。

○松野委員

ローテーションはあまりかわらない気がしますね。お金の理由でしょうね。

○事務局

昨年から2順目に入っていますので、1順は全部各市町受検しています。

○松野委員

巡回と事故が起こるのは関係ないから、本当はちゃんとやるべきでしょうね。もっと増やしてね。油断したころにやってくる。

○会長

そういった意見がありましたので参考にしてください。

他にありますでしょうか。

私の方から。山口県の利用状況について数が書いてありますが、これは想定以上のものなのか、想定未満のものなのか、利用がまだまだということなのか。資料2の別紙によりますと利用事務には入ったけれども実績がないというものもあるようなのですが、その辺を説明していただけたら。

○事務局

資料2の別紙、4ページを御覧いただきたいのですが、先ほども御説明しましたけれども、1万4千件のうち1万3千件近くが心身障害扶養共済制度なんですけど、こちらについては毎月支払いのたびに対象者の住所や生存の確認を行っている。お亡くなりになっていたら支払を止めないといけないということがありまして、毎月支払いのたびに確認をしていることで件数が多くなっているということでございます。

逆に、例えば、該当号で6番にあります砂利採取の業者登録申請に関する事務というのがありますが、こちらとかは、元々確認の事務自体の発生が1年に1回なかったりする事務、何年に1回しかない事務ですので、そもそも事務の件数自体がないということで、ここ数年間は利用がないという状況でございますので、それぞれの事務の発生件数のボリュームがそもそも違いますのでそういった事情で利用がないものもございます。

○会長

せつかくの機会ですけど、何かありませんか。

(意見なし)

それでは、これを持ちまして本日の議事及び報告事項を終了致します。皆様のご協力どうもありがとうございました。

○市町課長

みなさまお疲れさまでした。御審議のほどありがとうございました。

本日御審議いただきました内容・御意見を踏まえ、「住基ネット」に対する県民の皆様のご信頼がさらに高まるよう努めますとともに、更なる利便性の向上に努めてまい

りたいと考えております。

委員の皆様方には、「住基ネット」につきまして、今後とも積極的な御意見、御提言を賜りますとともに、県政に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、御審議ありがとうございました。